

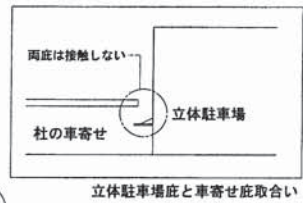
- 道路斜線制限の検討 (ビル'ック考慮なしでチェック)
- ・A点: 水平距離 27.1m×1.25=33.8m...①
道路中心からの高さ 5.3m+14.0m=19.3m...②
①>②となりOK
 - ・B点: 水平距離 15.6m×1.25=19.5m...①
道路中心からの高さ 6.1m+10.2m=16.3m...②
①>②となりOK
 - ・C点: 水平距離 16.0m×1.25=20.0m...①
道路中心からの高さ 6.4m+10.2m=16.6m...②
①>②となりOK
 - ・D点: 水平距離 15.0m×1.25=18.8m...①
道路中心からの高さ 5.2m+4.5m=9.7m...②
①>②となりOK
 - ・E点: 水平距離 26.0m×1.25=32.5m...①
道路中心からの高さ 3.3m+20.7m=24.0m...②
①>②となりOK
 - ・F点: 水平距離 15.8m×1.25=19.8m...①
道路中心からの高さ 3.0m+9.3m=12.3m...②
①>②となりOK

○県条例第8条への措置

- ・東面がけ側の杭先端のレベル: 1F-23.81m (TP+4.49m) 以下
「安全上支障がないものとして知事が定める場合」として、
愛知県告示第899号第2項第(2)号に該当

- 県条例第20条の検討
- ・敷地境界線 550.81m / 7 = 78.69m...①
 - ・南側道路(幅員8m以上)境界線 120.62m...②
 - ①<②となりOK (東側道路は高低差があるため除外)

○県条例第25条について適合 (駐車場の出入口)
(法42条1項1号道路 幅員6m)



AY9通り: 西側道路に平行

商業施設

BY1通り: 東側道路に平行

都市計画道路 明成深岡間線
(法42条1項1号道路 幅員16m)

第2種住居地域 第1種中高層住居専用地域